

札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における 競争的資金の間接経費使用に関する基本方針

平成29年3月1日

1. 目的・趣旨

札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部（以下「本学」という。）は、公的研究費等の競争的資金（以下「競争的資金」という。）に係る間接経費（以下「間接経費」という。）について、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成26年5月29日改正）」（以下「共通指針」という。）に基づき、使用に関する基本方針を以下のとおり定め、公表する。

2. 定義

この方針における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「競争的資金」とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。
- (2) 「配分機関」とは、競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関をいう。
- (3) 「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。
- (4) 「間接経費」とは、直接経費に対し一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

3. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とする。

ただし、配分機関による特別な比率、額の定めがある場合は、それに準拠する。

4. 間接経費の執行

間接経費の使用に当たり、「札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程」第3条に定める各責任者の責任の下で、研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として使用し、本学規程・方針に則して計画的かつ適正に執行するとともに、透明性を確保する。

また、間接経費の使途については、以下のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善及び研究機能の向上のために使用する。
- (2) 本学全体の機能の向上に活用するために使用する。
- (3) 配分機関で定める主な使途を参考として使用する。
- (4) その他、共通指針の別表1に準ずる経費のために使用する。

5. 研究者の転出等に伴う間接経費の返還

研究者の転出に伴う間接経費の返還は、未使用額がある場合に限り行う。

なお、配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに従い返還を行う。

6. 間接経費の実績報告

間接経費使用の証拠書類を適切に保管し、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに指定様式により配分機関に報告をする。

なお、配分機関で特別な定めがある場合は、それに従う。

7. 方針の評価・変更

本方針は、関係府省等より共通指針の改正があった場合や、使用状況について本学で実施する点検・評価により、必要に応じ見直しを行うこととする。